

令和4年度第2回事業承継支援助成金のご案内

外部専門家等への委託経費の一部を助成し、事業承継・経営改善を支援します。

項目	内容		
対象企業	都内で実質的に2年以上営業(登記必須)している中小企業(みなし大企業除く)		
	【Aタイプ(後継者未定)】 第三者への事業譲渡(M&A等)に向けた取組	【Bタイプ(後継者決定)】 事業承継(譲渡)に向けた取組	基準日(令和4年10月1日)以降、10年以内に譲渡予定であること 令和3年10月1日～令和4年9月30日の間に下記いずれかの支援を受けていること ・(公財)東京都中小企業振興公社(以下、「公社」という)が行う「事業承継・再生支援事業」 ・東京商工会議所、町田商工会議所及び東京都商工会連合会が行う「地域持続化支援事業(拠点事業)」 ・(一社)東京都信用金庫協会、(一社)東京都信用組合協会が行う「地域金融機関による事業承継促進事業」 ・東京信用保証協会が行う「専門家派遣事業」 ※公社以外の支援を受けて申請する場合、現地診断(訪問によるヒアリング)を行う必要があります
	【Cタイプ(企業継続支援)】 事業承継・経営改善等の取組		令和3年度に公社が行う企業継続支援を受けていること
	【Dタイプ(譲受支援)】 取引先の事業又は株式の譲受のための取組	譲受予定企業と基準日時点で取引があること 令和4年12月16日(金)までに現地診断を実施できること	
助成限度額	200万円(申請下限額20万円)	助成率	2/3以内
対象経費	事業承継・経営改善に伴う外部専門家等への委託経費		
対象期間	交付決定日(令和5年3月1日予定)から8ヶ月以内		
申請前相談・現地診断	エントリー期間	令和4年10月14日(金)～12月13日(火)17時まで ※ホームページの申請フォームからエントリーしてください	
	実施期間	令和4年10月14日(金)～12月16日(金)17時まで ※申請書類の提出には、申請前相談・現地診断が必要です	
申請書提出期間	令和4年10月14日(金)～12月21日(水)		
ホームページ	https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/shoukei.html		

【本助成における事業承継とは】

1. 同一法人における代表退任並びに代表就任を伴う代表者交代による事業の承継
2. 個人事業における廃業、開業を伴う事業譲渡による承継
3. 個人事業における廃業を伴う個人事業主から新設法人への事業譲渡による承継
のいずれかに該当する承継方法となります

対象事業	対象経費
【Aタイプ】 (後継者未定) 第三者への事業譲渡(M&A等)に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・財務、税務、法務や労務等のデューデリジェンス、企業価値や事業価値等の価値算定のための業務委託経費 ・後継者候補の確保に向けた人材紹介会社のサービス利用経費 ・ファイナンシャルアドバイザー(F A)、M & A 仲介業者等との締結契約に要する経費 ※成功報酬に係る費用等は対象となりません。 ※委託先はM & A 支援機関登録制度の登録機関に限ります。
【Bタイプ】 (後継者決定) 事業承継(譲渡)に向けた取組 ※事業承継計画の作成が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・株式譲渡、相続手続き等に要する外部専門家への業務委託経費 ・財務、税務、法務や労務等のデューデリジェンス、企業価値や事業価値等の価値算定のための業務委託経費 ・中核人材(幹部社員)の確保や育成に向けた、人材紹介会社等のサービス利用や研修の業務委託経費 ※課長級以上の社員(目安)であること。
【Cタイプ】 (企業継続支援) 事業承継・経営改善等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・中核人材(幹部社員)の確保や育成に向けた、人材紹介会社等のサービス利用や研修の業務委託経費 ※課長級以上の社員(目安)であること。 ・社内経営管理システムの構築に向けた、外部専門家への業務委託や外部事業者へのシステム開発委託経費 ・組織、人事等内部管理体制の整備のための業務委託経費 ・新市場開拓のための調査会社への市場調査委託経費 ・新市場開拓や新たな販路開拓に向けた、HP・パンフレット等の作成や更新のための業務委託経費
【Dタイプ】 (譲受支援) 取引先の事業又は株式の譲受のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・財務、税務、法務や労務等のデューデリジェンス、企業価値や事業価値等の価値算定のための業務委託経費 ・契約書の作成やレビューのための業務委託経費 ・事業統合(P M I)計画の策定のための業務委託経費

スケジュール等一覧



本助成金は所定期間内に事業承継・再生支援事業等の支援を受けた都内中小企業者が対象となります。
 次回以降の助成金の申請をご検討の方は、事業承継・再生支援事業の支援(ご相談)をお申してください。
 ※詳細は下記ホームページをご参照ください。